

支部ならびに支部会議に関する規程

一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会（以下、本協議会と略す）の定款第 36 条の規定に基づき支部の運営に関し必要な事項を定めるものである。またこれに合わせて、支部会議の運営にあたり必要な事項を定める。

(支部の役割)

第2条 本協議会の目的と事業の達成のため、支部は本部（理事会、各種委員会、事務局等）や構成団体と連携・協力して、本協議会が認定するガイダンスカウンセラーが地域において活躍できるよう活動する、地域の事業推進機関の役割を果たす。

2 支部の役割として次のような活動が期待される。

- (1) 地域におけるスクールカウンセラーの採用拡大や待遇面での改善
- (2) ガイダンスカウンセラーの地域での交流
- (3) スクールカウンセリング研究の地域での促進と普及
- (4) 地域における研修会やグループスーパービジョンの開催・実施
- (5) 外部から人材の問い合わせや派遣依頼への対応
- (6) その他、本協議会が法人の目的を達成するために必要と認める活動

(支部の配置)

第3条 定款第 36 条の第 1 項に基づき、原則として各都道府県に支部を設置する。

2 上記第 1 項にかかわらず、都道府県をまたがる広域においても支部を設置することができる。

(支部の設立)

第4条 支部を設立するときの手順については、当分の間、別に定めた「日本スクールカウンセリング推進協議会の支部づくりガイドライン」に従う。

2 支部の設立の承認は、理事会が行う。

(支部と本部との関係)

第5条 支部は、定款第 33 条に規定されているように本協議会の事業推進機関の一つなので、理事会と緊密に連携し、理事会の権限の下において活動するものとする。

- 2 本部は、支部の活動を円滑に進めるために必要な支援ならびに改善のための助言を行う。
- 3 支部が、本部の方針に違反するような活動を行った場合や活動停止が続くような場合は、理事会は調査のうえ当該支部の役員の交代を求めたり、支部を解散することができる。

(支部長等の選出)

第6条 支部長、副支部長、事務局長の選出は、支部役員の互選に基づくが、定款上、同じ事業推進機関と位置づけられている各種委員会の委員長、副委員長と同様に、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(支部会議)

第7条 理事長は、原則として年に1回以上、支部会議を招集する。その際、議長となる。

- 2 理事長に事故あるときは、企画委員会委員長がその職務を代行する。
- 3 会議には、各支部から支部長または事務局長、本部から理事長、企画委員会委員長、渉外委員会委員長、スクールカウンセラー促進戦略本部の長、研修委員会委員長、支援事業委員会委員長、事務局長が委員として出席する。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 5 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 6 議長は、審議事項のうち重要なものについて、理事会に事前に報告しなければならない。また開催後、会議内容について必要な事項を理事会に報告する。
- 7 議長が必要と認めたときは、上記以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、2021年12月10日から施行する。

2021年12月10日制定

2022年3月30日改正